

協 議 事 項 2
(即付議議案第32号)

- 1 協議事項名 平成30年度徳島県立特別支援学校寄宿舍指導員
採用候補者選考審査要綱について

- 2 協議理由 平成30年度徳島県立特別支援学校寄宿舍指導員
採用候補者選考審査要綱を定める必要があるため

平成30年度徳島県立特別支援学校寄宿舎指導員採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

- 1 採用人数 1名程度
- 2 職務内容 特別支援学校の寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話、及び生活指導に従事する（宿直勤務あり）。

3 出願資格

次の(1)～(3)の全てを満たす者で、下のア又はイに該当する者

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程を卒業・修了した者（平成29年度卒業・修了見込みの者を含む。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が認めた者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ・ 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭（盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭）、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状を有する者（平成30年3月31日までに取得見込みの者を含む。）
 - ・ 看護師、介護福祉士、又は保育士の資格を有する者（平成30年3月31日までに取得見込みの者を含む。）又はこれと同等の資格を有すると教育委員会が認めた者

ア 昭和53年4月2日以降に生まれた者

イ 昭和43年4月2日以降に生まれた者であって、次のいずれかに該当する者

- ・ 民間企業等で、平成29年3月末現在、通算して5年以上、正規社員として勤務し、その勤務経験により、特別な支援を要する幼児、児童、生徒のための寄宿舎運営に関する専門的な知識や技能を有する者
- ・ 平成24年4月1日から平成29年10月31日までの間に36月以上、本県の特別支援学校で期限付寄宿舎指導員等としての勤務経験がある者

4 出願期間

平成29年11月1日（水）から平成29年11月17日（金）まで

※出願は全て郵送（簡易書留郵便）によるものとし、平成29年11月17日（金）までの消印のあるものに限る。

5 出願手続

次の(1)～(7)の書類を簡易書留郵便で郵送すること。なお、封筒には「出願書類在中」と朱書きすること。

出願先：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県教育委員会 教職員課 県立学校人事担当

- (1) 志願書・履歴書（所定のもので、写真貼付のこと。）
写真は、縦4cm 横3.5cm（脱帽・上半身）で6か月以内に撮影したものであること。
なお、出願資格イに該当する者は、勤務歴を証明できるものを添付すること。例えば、勤務先の在職証明書、勤務に関連して学術雑誌等に投稿した論文、辞令書の写しなど。
- (2) 受審票（所定のもので、写真は審査当日に貼付して持参すること。）
- (3) 自己アピール文（所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。）
- (4) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- (5) 最終学校の成績証明書。卒業（修了）見込者は、現在までの成績証明書（成績証明書に単位数記載のない場合は、別に単位修得証明書を提出すること。）
- (6) 出願資格(3)に該当することを証明する書類の写し
- (7) 審査結果通知用封筒（長形3号 12cm×23.5cm、住所・氏名を明記し、392円切手を貼付のこと。）

6 審査期日及び会場

〈 筆記審査 〉

平成29年12月16日(土)

徳島県立総合教育センター 3階 研修室(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

〈 面接審査 〉

平成29年12月16日(土), 17日(日)

徳島県立総合教育センター 3階 研修室(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

7 審査日程

〈 筆記審査 〉

平成29年12月16日(土)

9:10~9:30 受付

9:30~9:40 諸注意

9:40~11:10 筆記審査Ⅰ(教養・専門)

11:30~12:30 筆記審査Ⅱ(小論文)

〈 面接審査 〉

平成29年12月16日(土)又は17日(日)

面接審査の日時については、受審票に記載することによって連絡する。

8 審査内容

- (1) 筆記審査
- ア 教養(一般教養・教職教養)及び専門に関する問題(障がいのある子どもたちを支援するために必要な知識や特別支援教育に関する問題)
 - イ 小論文(課題について600字以内)

- (2) 面接審査 人物、識見等、寄宿舍指導員としての適格性を審査する。

9 審査結果の通知

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、平成30年1月31日(水)午後2時に、県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は徳島県のホームページにも掲載する。

10 審査結果の開示

不合格者は、審査結果について、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができる。開示請求は、本人に限る。

(1) 開示の内容

総合得点及び総合順位

(2) 受付期間・受付時間

審査結果発表の日の翌日から1月間。ただし、期間中の土・日曜日、祝日を除き、毎日午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 受付場所

徳島県教育委員会教職員課(県庁9階)

(4) 本人を確認するために提示を求める書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類(運転免許証、学生証、旅券等)

11 その他

- (1) 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。
- (2) 採用候補者は、後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。
- (3) 自然災害等により、審査日程の変更等がある場合は、徳島県のホームページで知らせるので、留意すること。
- (4) この選考審査についての問合せ先
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県教育委員会 教職員課 県立学校人事担当(電話 088-621-3133)